

(入 札 の 公 告)

石狩湾新港管理組合告示第22号

次のとおり、一般競争入札を（以下「入札」という。）を実施する。

令和2年6月18日

石狩湾新港管理組合 管理者 鈴木 直道

1 入札に付する事項

- (1) 工事名称 西・樽川ふ頭線道路改良工事（1工区）
- (2) 工事場所 北海道小樽市
- (3) 工事期間 契約締結日の翌日から令和3年3月19日まで
- (4) 工事概要 入札説明書による。
- (5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書提出の際に工事施工能力の評定結果等（以下「技術評価項目」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する簡易型総合評価落札方式の試行工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。

(1) 単体企業の要件

ア 発注工事に対応する平成31年石狩湾新港管理組合告示第1号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、石狩湾新港管理組合の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 暴力団関係事業者等であることにより、石狩湾新港管理組合が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

エ 石狩湾新港管理組合における一般土木工事の競争入札参加資格がB等級に格付されていること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の石狩湾新港管理組合競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。

キ 石狩振興局又は後志総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。

ク 過去15年間に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

ケ 監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

ただし、工事1件の請負金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。

- コ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
 - サ 本工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
 - シ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (2) 経常建設共同企業体の主な要件
- ア 共同企業体は、石狩湾新港管理組合における一般土木工事の競争入札参加資格がB等級に格付されており、かつ、(1)のイ及びコの要件を満たしていること。
 - イ 構成員の数は、2社又は3社であること。
 - ウ 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
 - エ 構成員は、(1)のアからウまで、オ及びカ、ク及びケ、サ及びシまでの要件を全て満たしていること。ただし、(1)のクの要件については、構成員の1社以上がその要件を満たしていること。
 - オ 構成員は、全てが北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者で、かつ、その内1社以上が石狩振興局又は後志総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二(2)）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
 - カ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。
 - キ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

3 入札参加資格審査申請書等の提出期間等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類及び技術評価項目申請書を添付して提出しなければならない。

- (1) 技術評価項目の内容
技術評価項目の内容は、別添「落札者決定基準」において定める。
- (2) 提出期間
令和2年6月18日（木）から令和2年6月29日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、令和2年6月29日（月）は午前10時までとする。
- (3) 提出場所
北海道石狩市新港南2丁目725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- (4) 提出方法
持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和2年7月2日（木）までに書面により通知する。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所
北海道石狩市新港南2丁目725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
- (2) 入札書の受領期限
令和2年7月9日（木）9時30分
- (3) 入札書の提出方法
郵送又は持参により提出すること。
- (4) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。
なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書の内容を確認する入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

6 入札保証金

- (1) 入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の16、財務規則第117条及び第118条の定めるところによる。
- (3) 契約を締結する者が共同企業体の場合は、契約保証金は、免除する。ただし、その者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書等の交付に関する事項

入札説明書及び制限付一般競争入札参加資格審査申請書用紙は次のとおり交付する。

- (1) 交付期間
令和2年6月18日（木）から令和2年6月29日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和2年6月18日（木）午前9時から令和2年6月29日（月）午後5時まで（日曜日、土曜日及び休日を含む。）とする。
- (2) 交付場所
北海道石狩市新港南2丁目725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ
また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については、交付場所で直接行うものとする。

「石狩湾新港管理組合の入札工事情報サイト」

http://www.ishikari-bay-newport.jp/business/b_nyusatsu.html

- (3) 交付方法
直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

- (4) 費用
無料とする。

9 落札者の決定方法

- (1) 入札参加希望者は、価格及び技術評価項目により入札し、入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、政令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、別添「落札者決定基準」において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

10 契約書作成の要否
必要とする。

11 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格及び失格判断基準 設定している。

12 その他

- (1) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第101条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 消費税等課税事業者等の申出
落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ（電話番号0133-64-6661）
イ 所在地 北海道石狩市新港南2丁目725-1
- (6) 技術評価項目の内容を履行できなかった場合において、工事施工成績評定の減点等を行うものとする。
- (7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。